

介護保険に係るデータ分析・市町村支援業務 委託仕様書

1 目的

我が国では、高齢化が今後さらに進展する見込みであることを踏まえ、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を通じ、介護保険制度の持続可能性を維持していくことが求められており、保険者である市町村は、それぞれの介護保険事業計画に基づいて高齢者の自立支援や重度化防止に積極的に取り組むことが必要である。

そこで、県内の各市町村が、地域包括ケア「見える化」システムや各種データソースを活用してデータを分析・課題を抽出し、それらの課題に対して効果的な取組を実行できるよう、データ収集・分析に係る研修会や市町村間の意見交換会などを行う。さらに、市町村が質の高い第10期介護保険事業計画（以下「次期計画」という。）を策定できるよう、研修会や意見交換会を通して市町村に対する技術的な支援を行う。

※ 第10期介護保険事業運営期間：令和9年度～令和11年度

2 業務内容

（1）介護保険データ等を活用した地域分析や課題抽出及び課題解決策の提案

県全体及び県内各市町村の高齢者や介護保険に係るデータ等を収集・分析し、特徴や課題を明らかにする。課題解決に向け、類似した課題を抱えている自治体による先進的な取組事例等を市町村に情報提供する。

- ・ 実施にあたっては、県と十分に打ち合わせを行いながら進めること。
- ・ 県全体の分析とあわせて、圏域別・市町村別の分析なども行うこと。
- ・ 市町村の特徴を分析する際、全国平均値との比較の他、人口規模や高齢化率等が類似している自治体との比較等、各市町村の特徴が明らかになるよう、比較分析を行うこと。
- ・ 県内市町村への現地調査を実施し、調査結果を踏まえて分析を深めること。

（2）介護保険事業や高齢者施策等の課題等の検討のための研修及び意見交換会の開催（3回程度）

次期計画の策定に向け、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域の実情等を分析する手法や、介護予防やデジタル化の先進事例等を学ぶことができる研修を実施する。

また、市町村間の課題認識の共有や、類似の課題をもつ市町村による意見交換会等で解決策の検討を行うことのできる場を設け、県内の市町村相互に

地域課題について検討を行う機会を提供する。

(研修及び意見交換会のイメージ)

第1回：地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域の実情の分析・市町村における課題を抽出する研修会

第2回：第1回で抽出された課題に対する具体的な対応策や、次期計画に向けた検討項目に関する意見交換（県内外の先進事例紹介含む）

第3回：モデル市町村（下記（3）参照）の伴走支援取組報告や、継続的に検討していくべきことの意見交換

(3) モデル自治体への伴走支援及び他の市町村への相談支援

サービス・活動事業や一般介護予防事業等の新規事業を検討している市町村等に対して、事業の設計や評価等に関する助言を行う。また、他市町村の参考となるよう、研修会での取組報告の支援を行う。

加えて、支援を必要とする市町村に対して個別相談会等を開催し、個々に抱える課題等に関する相談支援を行う。

- ・ モデル市町村への伴走支援：2自治体程度を選定し、取組の成果等（データ収集・分析・課題の可視化・解決策の検討）の支援を行う（現地またはオンライン）。第3回研修会での取組報告支援や、関連する参考事例等の紹介を行う。
- ・ 他市町村への相談支援：年に2回程度、研修会参加市町村の相談等へ対応する（3～5自治体×2回程度（現地またはオンライン））。

3 委託対象者

データサイエンスに基づく調査分析・施策立案の経験を有する民間企業、大学や研究機関等及び大学教員等（大学教員等のグループを含む）

4 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 成果品等

(1) 中間報告

① 報告内容

中間報告時点における上記2（1）～（3）に係る資料を提出すること。

② 提出期限

令和7年12月26日（金）

③ 提出書類及び部数

- ・ 中間報告書
10部及び電子媒体一式(CD-ROM：Word 又は PowerPoint 形式)
- ・ 中間報告に使用した各種データの電子媒体一式(CD-ROM：Excel 形式)

④ 報告書の仕様

A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

(2) 最終報告書(成果品)

① 提出書類及び部数

- ・ 調査報告書
10部及び電子媒体一式(CD-ROM：Word 又は PowerPoint 形式)
- ・ 調査報告書に使用した各種データの電子媒体一式(CD-ROM：Excel 形式)

② 提出期限

令和8年3月31日(火)

③ 報告書の仕様

A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

6 その他

- ・ 受託事業者は、県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・ 受託業務の実施において、本県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
- ・ 本県及び受託事業者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- ・ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。
- ・ 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。